
平成20年 第3回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成20年8月29日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成20年8月29日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 報告第6号 平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第4 認定第1号 平成19年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第5 議案第60号 由布市みらいふるさと基金条例の制定について
- 日程第6 議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第7 議案第62号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第8 議案第63号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第9 議案第64号 由布市土地開発公社定款の変更について
- 日程第10 議案第65号 大分県交通災害共済組合理約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第66号 大分市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第67号 別府市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第68号 杵築市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第69号 由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第15 議案第70号 由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議案第71号 中津市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第17 議案第76号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について

- 日程第18 議案第72号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第73号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第74号 平成20年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第75号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程
- 日程第1 発議第7号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書
- 日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 報告第6号 平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第4 認定第1号 平成19年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第5 議案第60号 由布市みらいふるさと基金条例の制定について
- 日程第6 議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第7 議案第62号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第8 議案第63号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第9 議案第64号 由布市土地開発公社定款の変更について
- 日程第10 議案第65号 大分県交通災害共済組合理約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第66号 大分市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第67号 別府市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第68号 杵築市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第69号 由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について

- 日程第15 議案第70号 由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議案第71号 中津市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第17 議案第76号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について
- 日程第18 議案第72号 平成20年度由布市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第73号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第74号 平成20年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第75号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第22 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程
- 日程第1 発議第7号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書
- 日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員(25名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 渕野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 久保 博義君	19番 小野二三人君
20番 吉村 幸治君	21番 工藤 安雄君
22番 生野 征平君	23番 山村 博司君
24番 後藤 憲次君	25番 丹生 文雄君
26番 三重野精二君	

欠席議員(なし)

欠 員 (1 名)

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君 書記 衛藤 哲雄君
書記 馬見塚量治君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	大久保眞一君
総務課長	工藤 浩二君	総合政策課長	島津 義信君
財政課長	長谷川澄男君	会計管理者	米野 啓治君
産業建設部長	荻 孝良君	水道課長	目野 直文君
健康福祉事務所長	立川 照夫君	健康増進課長	秋吉 敏雄君
保険課長	佐藤 和利君	環境商工観光部長	吉野 宗男君
挾間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	川野 雄二君
湯布院振興局長	太田 光一君	教育次長	高田 英二君
消防長職務代理人	浦田 政秀君		

午前10時00分開議

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の御審議、また、現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願いを申し上げます。

なお、議員の各位に報告とお礼を申し上げます。

既に新聞紙上で報道のとおり、由布高校の存続が伝えられました。議会においても存続対策委員会を設置し、議員各位の積極的な御支援があつての結果だと思っています。私から由布高校の存続活動に対して御協力に感謝を申し上げ、報告と御礼を申し上げます。

ここで、市長より報告事項がございます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 今、議長が申されたとおりで、27日の夕刻、由布高校の存続という知らせが県教委よりございました。中身につきましては、後で教育委員会の方から報告があらうかと思惟しますが、本当にこれまでの取り組みが県の方の熱意として受けとめていただいて、こういう決定になったと思惟して大変うれしく思惟しております。

ただ、イメージとしては、今までの、名前は由布高校として残るのでありますけれども、中身

は全く、特別進学コースを含めた進学校という形でこれからスタートをしていくことになろうと思いますので、またよろしくようお願い申し上げたいと思いますし、皆さん方、御要望活動等々いろんな形で取り組んでいただいたことに対して、大変心からお礼と感謝を申し上げて報告といたします。

あとは教育委員会の方から詳しく説明します。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 少し詳細に報告したいと思います。

昨日、お礼に県の推進室に伺いました。室長からは、これだけのことを県教委が変えてそして存続が決定するというのは、やはり県教委の思いもあるんだから、由布市としても全面的に強力に体制を整えてほしいと、県教委も全面的にバックアップして、いい高校にしたいという力強い言葉がありました。

それでは、中身ですが、平成23年度に連携型中高一貫教育として発足させるということです。平成21年度に入学定員を1学級増して1学年3学級、22年度に1学級増して1学年4学級にすると、その2年間に連携型中高一貫教育にかかる研究指定を行うんです。

由布高校と由布市内の3中学校においては、研究事項等を例として、由布高校普通科への多様なコース設定の研究、中高の相互乗り入れ事業の研究、中高の交流行事の研究、連携中学校合同テストの研究をやると。

そして、由布市教育委員会としての条件整備としてお願いしたいということとして、連携型中高一貫教育の導入に係る教職員の応分の負担、由布高校への通学に対するコミュニティバス、スクールバスの運行、由布高校生徒への奨学金の拡充ということを挙げています。

ただし、平成21年、22年度に由布市からの志願者数が定員の3分の2以上となることと、志願者数が定員の3分の2以上となることということです。21年度については3学級ですから80名の志願者、22年度は4学級ですから120名の志願者数を確保してほしいということが条件としてついています。

ちなみに、3中学校から18年度に志願した数は38、19年度が53、20年度が65になっています。これを来年度は80に上げたいということで、今から新生由布高校の姿を提示する中で、保護者や子どもたち、市民にどうPRし、広めていくかということだろうと思います。今後ともよろしく申し上げます。

○議長（三重野精二君） 市長及び教育長の報告は終わりました。

ただいまの出席議員数は25人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程（第4号）により行います。

○議長（三重野精二君） それでは、日程第1、請願の取下げの件についてを議題とします。

請願受理番号8、里道（旧県道日出生台・乙丸線）の舗装及び排水整備については、本定例会において建設水道常任委員会に付託いたしました。請願者から、お手元に配付のとおり取り下げる旨の申し出がありました。利光建設水道常任委員長より、内容について報告をお願いします。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 委員長。利光でございます。本請願につきましては、当建設水道常任委員会に付託を受けましたが、既に当委員会で審議に入り、8月27日には現調も行っております。請願申請者より請願の取り下げ申請がございましたので、審議の途中でしたが、審議を中断いたしました。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） ただいまの報告につきまして何か御質問はございませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 取り下げの理由というのがわかれば、教えていただきたいのですが。

○議長（三重野精二君） 利光建設水道常任委員長。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 実は、請願をしたのですが、請願者が一応県と市と両またかけて申請をしております。それで、今回県の結果が出ておりませんので、その後に県の結果をお聞きして、都合によれば再申請をさせていただくということで、今回取り下げたわけでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） ほかにありませんか。1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 今、取り下げの理由が、県の方の審査結果を受けてというようなことでしたけれども、今回これは陳情ではなくて請願で、紹介議員さんが2人もしっかりついていらっしゃいます。紹介議員さんは、そこら辺の取り下げの経緯について委員会の中でどういうふうに協議をされたのか。

事前にこういうことが、こういう状況になるということがわかっていたのではないかなと思いますけれども、紹介議員さんは、取り下げをしたいというふうな請願者が言ってきたことに対して、委員会の中でどういうふうに紹介議員さんと協議されたのか教えてください。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 27日の日、委員会の審議の途中に審議を中断いたしまして、紹介議員さんに、紹介議員さんの方も委員会中でしたけども、我々委員会で判断できませ

るので、紹介議員さんにも御連絡を申し上げまして、もちろん河野申請者と紹介議員さんと了解の上でこういう形をとりました。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） お諮りします。ただいま議題となっております請願受理番号8、里道（旧県道日出生台・乙丸線）の舗装及び排水整備についての取り下げの件については、請願者からの取り下げの申し出のとおり、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、請願受理番号8、里道（旧県道日出生台・乙丸線）の舗装及び排水整備についての取り下げの件については、これを承認することに決定しました。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託をいたしました陳情1件及び前期定例会に継続審査の請願1件につき、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） おはようございます。去る8月22日の本会議におきまして総務常任委員会に追加日程で付託されました陳情1件の審査結果について、会議規則136条第1項の規定により報告いたします。

陳情受理番号3、件名、政治倫理条例・職員倫理条例の制定を求める陳情について。本委員会は、8月27日午後、庄内庁舎3階にて委員全員で審議をいたしました。結果は、全会一致で継続審査です。

理由といたしまして、この倫理条例は、公職者としての倫理なわけであり、住民を代表する公職者とその権威や地位の影響力を不正に行い私利を得る行為をしてはいけないということであり

ます。しかし、さきの大分県議会でも政治倫理条例の制定に否定的な理由として、「議員の行動を拘束する条例をつくるのは適切でない」との見解や、「議員は4年ごとの選挙で有権者の負託を受けている。政治活動は保障されなければいけない」などの意見もあります。

由布市職員にしても、現在、由布市職員倫理規程があります。当委員会といたしまして、この2つの倫理条例の必要性を検討する時間的余裕もなく、継続して慎重に審議することに決定いたしました。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） おはようございます。文教厚生常任委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

この請願につきましては、さきの議会において提出されました受理番号6、受理年月日は平成20年6月5日、件名、「後期高齢者医療制度」の廃止の国への意見書提出を求める請願でございます。

委員会の意見といたしまして、8月27日に湯布院庁舎会議室に請願者の大分県保険医協会事務局の方においでをいただき請願趣旨の説明を受けました。請願者の御意見としては、後期高齢者医療制度の廃止を求めることに変わりなく、一たん老人保健制度に戻して、その見直しを行なっていくことで、よりよい医療制度の確立を願うという姿勢を確認いたしました。

後期高齢者医療制度の見直しは、1つには、制度を長寿医療制度と変更することに始まり、2つに夫婦ともに年金が80万円以下の場合には保険料の均等割が、それまでの7割軽減から9割軽減にと、3つに年金からの天引きも条件によって口座振替や代替納付が可能となること、4つ目に保険料滞納者の保険証取り上げ窓口直接支払いは、広域連合の基準によって悪質な滞納者に限るという点、5つ目に延命治療の約束を取りつけた医師に診療報酬を支払うという終末期相談支援料は凍結する等々、政府においても見直し・修正が進んでいます。

審査の中で、資本家や大企業の保護政策のため国民を犠牲にするような後期高齢者医療制度は即刻廃止すべきとの意見も出ました。しかし、政府の見直しは6月以降現在も鋭意進んでいることや、廃止の対案もなく老人保健制度に戻すことへの危惧から、委員会の議論の中では廃止の願意に賛同する者少なく、審査の結果、本請願を賛成少数で不採択と決しました。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。まず、請願受理番号6、「後期高齢者医療制度」の廃止の国への意見書提出を求める請願を議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 20番です。私としては残念な委員会報告が今受けたわけですが、文教としても、東京まで行って厚労省の方からいろいろ聞いたり、また、請願者の方からも意見を聞いたというふうな、その審議に対する熱意は感じますけれども、私はどうしても納得いかないのは、このさきの研修会報告の中で委員長が「世論の動向から見れば廃止より見直しが求められている」というふうに位置づけていらっしゃるということ、これは何を根拠にして

廃止より見直しが求められるというふうに決めたのかということをもまずお尋ねしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 世論を一概にすべての国民にわたる意見とは考えておりません。そして、さきの研修報告の中で申し上げた世論の対象といたしまして、日本テレビの6月定例世論調査の結果などが、あの言葉の背景でございます。

日テレの定例調査におきますと、長寿医療制度を見直して続けるという意見と、廃止するという意見のどちらを指示するかというときに、結果として出ました数値が、見直しを指示が55.7%、廃止を指示が38.2%、わからないが6.1%というふうなことでございます。

これだけで、当初申し上げましたように、すべての世論を把握したとは申しかねますが、こういう意見があるということが背景にあるのは事実でございます。

○議長（三重野精二君） 20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 厚労省まで行って「いいですか、悪いですか」というようなことを聞けば、これをつくった厚労省側としては、その非を認めるわけがないんです。しかし、いろんな制度をつくる中で、これだけ手直しをされる制度が今まであったらかなという思いがするわけです。

ここで思い切って原点に戻って、やはりこの制度を廃止して、新たな発想のもとで考えるべきではないかなと思うんです。

特に委員長にお聞きしたいのは、いわゆるうば捨て策と申しますか、それを凍結するということの確認を受けたということですが、これはどういうことかということ、死を目前にした人に対して人工呼吸器が点滴をどうするかと、死にかかっている人に、どうしますかということの、マルカケをなさいというふうな制度の点数なんです。

これを凍結するということの確認を受けたということなんですが、凍結されても制度としてやはり生きておるわけですから、その辺の制度を、いわゆるこの点数制度を廃止するということまで確認したのかどうか、その点を再度お聞きしたいと思います。凍結ではちょっと納得いかない。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 納得いく、いかないの議論ではなく、実際に厚労省の方が凍結から、「恐らく」ということがついておりましたけれども、そのまま解除には至らないのではないかなというふうな感触での勉強会での言葉から、あの言葉を使いました。

また、この質疑の内容でございますけれども、うば捨て政策としての医療の診療報酬の終末期相談支援料というのは、決して本人の周囲の方の決断ではなくて、元気なうちに、判断のしっかりしているうちに、みずからが延命治療を望むのか、望まないのかということで判断されるところでありまして、意識がなくなった、その方の周囲の家族の方々などが延命打ち切りだというふ

うなことでなされるものではなく、スタートはあくまでも本人の意思ですので、そのあたりの確認が済んでいけばというふうに。

これは私の私見、私の意見でございますけれども、しっかりしているうちにそういう約束をとっていけばというふうなことも考えますし、また、私自身自分で、いくときにはころっといきたいというふうに考えておりますから、そういう意味合いで延命措置は要らないという人はかなりいるんじゃないかと思うんですけれども、それが文言化されませんので、そのあたりの議論というのは、これから本当に真剣に、慎重に、そして徹底的にやっていく必要があるんじゃないかなと、申しわけございませんけれども、私見としてはそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） だからこそ、やはりこの制度は、いわゆる人の心、そういう感性の全くない、官僚サイドが机上の上でつくったという制度だということが明白になったわけです。委員会では不採択、本会議では採択という事例も多数ありますので、本会議の採決に期待をして、質疑を終わりたいと思います。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長報告は不採択ですので、採択の立場で先に討論をさせていただきます。

当日、やはり保険協会の事務局に来ていただいて重大なことがわかりました。もともとの医療制度を維持しなければならなかったにもかかわらず、聞いてみますと日本の医療制度というのはWHOで世界で一番なんだそうです。医療費もほとんどアメリカの半分しかかかっていないと。

ところが、日本が今とろうとしている医療制度は、市場原理方式を採用して、そして、この医療市場を全部保険会社と薬科会社にゆだねてしまうというのが根底にあるそうです。

それをもち込んだのがアメリカの、かなり前からこれをやられているみたいなんですけれども、1998年以降、日本政府への米国政府の年次改革要望書というのが毎年出されているそうです。皆さんも御記憶にあると思いますけれども、郵政民営化、これもそこから出たことです。そして、この要求が何を指しているかということ、アメリカが今ほとんど皆保険になっていないんです。そして保険で賄っていると。

ところが、それに対する国家負担もかなり大きいんです。どういうことを指しているかということ、日本はアメリカほど医療費に対する国家負担もしていない。していないどころか、先進国で

最下位なんです。そういう点で言えば、アメリカは日本の皆保険を採用せよということを国民が要求している。日本は、アメリカの市場原理主義に基づく医療制度を、システムを採用せよと言って、全く逆のことを言っているんです。

世界があこがれている日本の医療制度、これを守るのではなく、日本の医療システムを崩壊させて、アメリカのようなこういう保険会社にゆだねるような医療システムにしていくということが根底にあるみたいです。そのことを教えていただきました。

そして、特に委員会の議論の中で問題になったことですが、医療に財政指数を伴うので、これが財政危機を招いているという意見に対して、全くこれは虚構であることがはっきりいたしました。

先ほども言いましたように、医療に対するGNP比で、負担割合は、日本は低いんです。これもびっくりしたんですけども。にもかかわらず、この間毎年2,200億円という社会保障費全体を削って、この一番焦点になっているのが医療費であります。

これを、国庫負担を従来医療費の50%であったものを、保険給付費の50%に削減して以来この医療保険の混迷が続いています。それをもとに戻すだけで、これは立派な世界に誇る制度になり、この会計も十分満たしていくというようなことになっているそうです。

だから、私たちが、だれに一体脅されているのか、そこを考えたら、やっぱりこれは、とりあえず、先ほど同僚議員が言ったように、3月まで行った老人保健制度に一たん戻して、そして、その背景、原因、今後のそういう新しいシステムの見通し等について国民的な議論をきちっとして、そしてやり直すのが妥当だと思います。

もともと押しつけられてこういうことを提出した厚生労働大臣さえも「私も知らなかった」みたいなことを言って、そして、肝心の与党の中からも「退院したから、そんな人は過去の人だ」と委員長から怒られましたけれども、中曽根康弘、堀内光雄、あるいはもう一人、塩じいさん、あの人が、これは「こういう制度はいかん」と、「至急もとに戻せ」ということを言っているわけですから、やはり国民的な合意のできる新しいシステムをみんなで考えていくという機会にするために、この請願は採択して、きちっと国に意見を届けるべきだというふうに私は思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。9番、淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） 私は、「後期高齢者医療制度」の廃止の国への意見書提出を求める請願についての廃止に対する反対の立場で討論をいたします。

今、採択になった内容は委員長と全く同じでございますが、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

高齢者医療の歩みといいまして、なぜこの老健制度から後期高齢者医療制度に変わったかとい

うそのことも勉強してまいりました。昭和48年に老人医療費の無料化、御存じだと思いますけども、70歳以上の方は無料化がなされました。自治体レベルでは昭和35年からなされているところもありました。それが昭和58年、10年間これは続きました。

その10年間の中で老人医療費が急増した。そして、高齢者の多い国保の運営が大変厳しくなった。また、病院がサロン化、社会的入院といった弊害の指摘もなされてきたりというように聞いております。そして、その背景を受けて、58年度に老人保健法を制定をしております。

それからずっとまた続きまして、平成11年、12年になりまして、これは平成14年には老健制度を廃止して新たな制度を独立したものをつくらなければ医療費が持たないという、急激な少子高齢化によるそういう問題が出てまいりました。

それで、健保組合の拠出金の増大などが年々、昭和58年から平成11年、それから平成14年になりますと相当ふえてきておりまして、老健の拠出金不払い運動というのも平成11年には起きてきたと聞いております。

その中で、平成14年には、とにかくこの老健制度を廃止して、新たな制度をつくりなさいという決議がなされました。参議院の厚労委員会で、これは附帯決議で、共産党さん以外の政党の方は全部それは賛成しております。約10年以上にわたるその抜本改革の議論をそこでなされてきたと聞いております。

それは、医師会から出された案、それから、経済連から出された案、または連合から出された案、または押しなべて平等にする案といろんな案が出たそうですが、どの案も「これだ」という案がなかったそうで、その折中案というか、いいところばかりをとってした今度の制度なんですけども、ですけども、見直しがこのようになされてきております。

そういった中で、10年間そういった議論がなされている中で、またもとの老健制度に戻るといふ、もう高齢化がどんどん進んでいますので、ここで廃止して返るといふのは、私はいかかなものかと思いました。

それよりも、制度はそのまま生かしながら、さらに国民のためになるような、国民の総意が得られるような運用面の改正をどんどんしていただきたいというふうに私は思っております。

その中で、委員長の報告の中に多々、「9割軽減もできました」、「口座振替もできるようになりました」というような報告がありましたけども、当面の平成20年度、今年度の対応としては、7割軽減世帯では、8月までは年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないことにするとか、なお、7割軽減世帯では納付書等で納めていただく方にも同等の軽減措置を講ずるとか、また、所得割を負担する方のうち、所得の低い方については、平成20年度は原則一律50%軽減とするというような、当面の20年度の対応も今できているところです。

こういうように、さまざまな立場の方から意見をいただいて、そして、それをまた国にどんど

ん声を上げていき、そして、よりよい方向で後期高齢者医療制度、長寿医療者制度をやはりこれは存続していく方が私はいいと思いましたが、この請願に対する廃止に対しては反対の立場で討論をいたします。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 今の9番議員の廃止、今の意見を聞いておきますと、まさに廃止を求める方がいいという意見にも今聞こえたんです。

というのは、この制度は、9番議員も言われたように、高騰する医療費を抑制する目的でつくられたということ、本当にこの日本を今まで背負ってきていただいた高齢者の気持ちを酌み取ったの制度であるかということが問題なんです。

療養型病床群を減らし、そしてまた、ターミナルケアと申しますか、長期入院者を減らし、在宅で家族の面倒を見なさいよというふうな、高齢者に対する非常に御無礼なる制度であるということでもありますから、いろんな意見の中で厚労省も挙げたこぶしはおろせない部分もわかると思います。

ちょぼちょぼと改革はしておりますけれども、思い切って由布市議会から「これを廃止しなさい」という声を上げてこそ、新しい高齢者にとっての医療制度が確立するんじゃないかというふうに思いますので、ぜひともこの廃止の請願を採択していただきまして、国に上げていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで、討論を終わります。

これより、請願受理番号6を採決します。この請願に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。請願受理番号6を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立9名〕

○議長（三重野精二君） 起立少数です。よって、請願受理番号6、請願受理番号6、「後期高齢者医療制度」の廃止の国への意見書提出を求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

陳情受理番号3、政治倫理条例・職員倫理条例の制定については継続審査です。この件については、追加日程の閉会中の継続審査調査申請書の中で諮ります。

○議員（8番 西郡 均君） 議長。8番。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 報告書にこういう書き方をするのは、私はよくないと思います。

由布市議会の見識が問われるんじゃないですか。大分県議会でも云々かんぬんというのは一体何を指しているんですか。県議会がやることなら、それがよしというふうな見本で載せているんですか。

むしろ県議会は数年前、首藤ケンジという口きき議員が逮捕されて以降、こういうことはやるなということを自分たちで申し合わせたにもかかわらず、それが守れなかったと、したがって、今度は条例すべきだというのは、きのうかおとといの新聞でオンブズマンが出していました。

にもかかわらず、県議会が言っていることをそのままこういう報告にして、これが記録に残るなんていうことをやるというのは、私はちょっと配慮がなさ過ぎるんじゃないかと思うんですけども、委員長はどういう見解なんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 一応8月23日の大分合同新聞の報道の中でそういった見解が出ていたと、委員長報告の中にもありますように、追加日程で出されて、参考になるところがまだ見当たらなかったということで、一応大分県議会のこういった御意見を参考にして、閉会中にしっかり慎重審議したいと思っております。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 不見識の最たる見解なんです、これ。読ましていただければ。否定的な理由としてこういうことを上げたなんていうことは、みずから不見識をあらわしているものでしょ。それを引用してやるなんていうことは、あってあられん話なので、次の委員会のときには継続審議の冒頭に、このところの是非についてきちっと委員会で話してもらえんですか。

○議長（三重野精二君） それでは、日程第3、報告第6号平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率についてから日程第22、議案第78号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの20件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審議に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 総務常任委員会に付託されました報告1件、議案8件の審査の結果を次のとおり決定しましたので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査日時は8月26日、27日です。場所は庄内庁舎3階会議室、出席者は委員全員です。

まず、報告第6号平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、審査の結果、全会一致で原案を了承いたしました。健全化判断比率の4つの項目、公営企業の5会計の資金不足比率は国が決めた基準以下であり、監査委員の審査意見書も付されており、いずれも

適正であると認められております。

次に、議案第60号由布市みらいふるさと基金条例の制定についてであります。結果は原案のとおり可決であります。

この条例は、由布市に生まれ、育った、かつて由布市に住んでいた、由布市の高校・大学に通っていたなど由布市に御縁のある方や、湯布院温泉に行ったことがある、黒岳に登ったことがある、由布市内の神楽等伝統文化を見て感動した等、由布市に愛着を持っていただいている方など、多様な人々の由布市に対して貢献または応援をしたい方々からの寄附金を活用し、将来のふるさと由布市を守り、育て、元気づける施策を推進する基金を設置するための条例であります。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決しました。

次に、議案第61号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、結果は、原案のとおり可決です。現行の由布市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、由布市特別職報酬等審議会条例、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の3つの条例の一部改正で、「報酬」を「議員報酬」に文言改正するものであります。

審査の結果、全会一致で可決すべきと決しました。

次に、議案第62号一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、結果は、原案のとおり可決です。

現行の由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例、公益法人等への職員の派遣等に関する条例、由布市職員定数条例の3つの条例の一部を改正するものであります。由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正では第2条第2号中の民法に規定する財団法人が公益財団法人となり、第10条第8号中の寄附行為の文言を削除して、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正では、「公益法人等」から「公益的法人等」と文言改正するものであります。

審査の結果、全会一致で可決すべきと決しました。

次に、議案第64号由布市土地開発公社定款の変更について、結果は、原案のとおり可決です。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い定款の一部の変更が必要となり、第7条第4項中の「民法第59条」を「公有地の拡大の推進に関する法律第16条8項」に改めるものであります。

審査の結果、全会一致で可決すべきと決しました。

次に、議案第65号大分県交通災害共済組規約の変更に関する協議について、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規約の変更が生じたためであります。審査の結果、全会一致

で可決すべきと決しました。

次に、議案第72号平成20年度由布市一般会計補正予算（第2号）について、結果は、原案のとおり可決であります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,108万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億483万8,000円と定めるものです。

それでは、当委員会に付託されました補正予算のうち歳入予算の主なものは、国庫補助金2,600万1,000円、県補助金の電源立地対策交付金450万円等であります。減額は、国庫補助金の合併特例債2,177万9,000円であります。

歳出では、増額の主なものは、2款総務費1項1目一般管理費267万7,000円は、電話交換手として3支所に1名ずつ配置するものであります。

9目地域振興費13節委託料409万円は、塚原集会所の屋根補修や湯布院中学校周辺の通学路補修、南由布駅前整備事業の委託料であります。15節工事請負費5,150万円は塚原集会所及び湯布院中学校周辺の工事請負費であります。1節備品購入費1,500万円は大型マイクロバスの買いかえの予算であります。

2項徴税費1目税務総務費23節償還金利子及び割引料の還付金4,100万円は、平成19年に所得が減って所得税が課されなかった方が対象で、申告期間は平成20年7月31日まででありました。該当者には通知済みであります。見込みとして約1,858名の予定であります。2目賦課費13節委託料1,800万円は公的年金の特別徴収のために電算システムの改修費であります。

9款消防費1項2目非常備消防費18節備品購入費292万6,000円は消防団員の手袋・ヘルメットの購入であります。減額として9款消防費1項3目消防設備費247万5,000円は水槽付消防ポンプ車の入札減であります。

審査の中で、総務費の一般管理費の電話交換手3名分は、由布市は行財政改革のさなかであります。逆行するのではないかとの意見がありました。現在は各課が1週間ごとに交代で対応して業務に支障があるとのこと。ある程度必要性も認めますが、しかし、配置したことにより回線の多さからサービスの低下につながらないようとの委員から意見がありました。

いま一つ、27日午前中に委員全員と湯布院振興局職員で塚原集会所と中学校周辺の通学路を現地視察しました。調査の結果、集会所部分は指定管理施設となっているが、今回、工事としての大部分を占める、「附帯する」と書いていますが、ほとんど一体化した体育館部分が由布市の財産管理台帳になく苦慮しましたが、小学校の集会や体育施設として利用し、地区の避難場所がほかになく、築31年と老朽化も激しいため工事の必要性を認めました。

しかし、今後小学校の敷地部分を含め地元との協議が必要ではないかとの意見がありました。

中学校周辺の道路であります。予定していた道路はいずれも農道・里道でありました。市道認定等の手続が必要であり、この箇所での予算執行は凍結であります。

当委員会としては、以上の意見を付して、全会一致で可決であります。

次に、議案第76号水槽付消防ポンプ自動車の購入について、結果は、原案のとおり全会一致で可決であります。しかし、6月20日に入札が行われ、6月23日仮契約、今定例会前に3回臨時議会が招集されております。委員から契約担当者の責任でもあるのではないかとの意見がありました。

次に、議案第78号固定資産評価審査委員会委員の選任について、結果は、全会一致で同意であります。現委員の永松良雄さんの任期が、平成20年11月17日をもって満了するため再任をするものであります。

以上で、報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 続きまして、平成20年第3回定例議会文教厚生常任委員会の審査報告を行います。

当委員会に付託された議案11件の審査を行った結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

審査状況、日時は平成20年8月26、27日の両日、場所は湯布院庁舎会議室、出席者は委員会全員でございます。

審査の内容でございます。議案第63号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について、審査の経過は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律、平成20年法律第80号の施行に伴い、条例の改正を行うものです。審査の結果、全会一致で原案可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第66号大分市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてから67号別府市と由布市、68号杵築市と由布市、69号由布市と九重町、第70号由布市と日出町、議案第71号中津市と由布市、これに関しまして内容趣旨が同一のものであり、一括で御報告申し上げます。

経過及び理由につきましては、これらの規約の変更は、由布市が大分市、別府市、中津市、杵築市、九重町、日出町の4市2町と相互に事務委託を行っている「おおいた広域窓口サービス」について、除籍になっている方も規約を締結しているこれらの自治体で証明書等の交付を受けることができるようにするものであります。審査の結果、全会一致で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第72号平成20年度由布市一般会計補正予算（第2号）についてです。審査の経過につきましては、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,180万7,000円を

追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ149億483万8,000円と定めるものです。

本委員会に係る歳出の主な補正は、3款民生費1項社会福祉費3目障がい者福祉費19節負・補・交で在宅重度障がい者住宅改造事業補助金80万円の増額、事業運営円滑化事業補助金150万6,000円の増額、障害者自立支援法の一部改正に伴う新規事業でピアサポート強化事業補助金33万2,000円、ケアホーム支援体制強化事業補助金35万5,000円、相談支援充実強化事業補助金170万円となっています。

10款教育費では、6項社会教育費3目図書館費で補正の財源内訳の国庫支出金が1,868万2,000円の減額となっており、このオンライン化推進に際しては予算化当初の財源の精査が雑であったため結果的に市の一般会計から1,004万3,000円の持ち出しになりました。今後、財源確保についての慎重な精査を望む意見が出ています。

また、同じく10款で1項2目19節の全国球技大会出場補助金や7項1目19節の各種大会出場補助金に見られるように学校教育と社会教育にわたって体育・文化活動に対する支援が行われています。補助金支給についての基準を整備し、拡充も含め全国大会や九州大会出場には100%の旅費補助などで充実を図ること。

同時に、体育・文化活動に頑張る子どもたちや市民にその活動振興を図るためにも施設使用料の見直しは早く着手すべきとの意見が出ています。

審査の結果、上記の意見を付して全会一致で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第73号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。審査の経過ですが、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,143万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ42億9,193万4,000円と定めるものです。

歳入の主な補正は、7款1項1目前期高齢者交付金現年度分が1億889万7,000円の増額、13款2項2目基金繰入金2億1,300万円の減額、14款1項2目その他繰越金2億1,645万2,000円の増額となっています。

歳出の主な補正は、2款1項1目一般被保険者療養給付費の支出見込み額増による8,550万円の増額、11款1項1目償還金の19年度の精算に伴う国費返納金847万2,000円が増額となっています。

審査の結果、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第74号平成20年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてです。審査の経過につきましては、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ7,362万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ5億1,898万6,000円と定めるものです。

歳入の主な補正は、5款1項1目繰越金7,016万9,000円が増額となっています。歳出の主な補正は、19年度精算に伴い、2款1項2目償還金が5,321万8,000円、2項1目

一般会計繰出金が2,041万2,000円、それぞれ増額となっています。審査の結果、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第75号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてです。審査の経過につきましては、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ3,609万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ30億776万4,000円と定めるものです。

歳入の主な補正は、4款1項1目介護給付費交付金の現年度分を572万円減額、8款1項1目繰越金4,155万8,000円が増額となっています。歳出の主な補正は、4款1項1目介護給付費等準備基金1,084万8,000円の増額、7款1項2目償還金が前年度精算で2,047万3,000円の増額となっています。審査の結果、全会一致で原案可決すべきと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の審査結果の御報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） それでは、建設水道常任委員会から、本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

日時、場所、出席者数がここで抜けておりますので、おことわりを願いたいと思います。大変申しわけございません。8月の26、27日両日、場所は、挟間庁舎の第3委員会室で行いました。出席者は6人全員でございます。審査の結果を申し上げます。今回は認定第1号と議案第72号の2件でした。

まず、認定第1号平成19年度由布市水道事業会計収支決算の認定について御報告を申し上げます。

審査の結果は、原案に認定すべきものと決定をいたしております。

経過及び理由につきましては、平成19年度水道事業損益決算書の収益的収入及び支出は、水道事業収益5億2,337万4,375円で、平成18年度と比較すると552万9,000円程度の減収となります。

要因といたしましては、営業収益の一般加入の新規加入者、要するに新築の建物または湯布院さん等の集合住宅が各戸にメーターを18年度は設置しましたが、これが今年度はなかったということで、調定額が少し大きくなったということです。金額で887万円、率として35%の減収で、逆に営業外収益では定期預金の利率の向上によりまして若干ですが収益があったものの、水道事業収益としては減収となっております。

水道事業費用は5億1,685万4,826円となっており、主な支出としては委託料として浄水場沈殿池の汚泥処理委託を初め、ほか委託の合計で6,724万2,257円、老朽化した施設

及び配水管・給水管等の修繕費 2,632万782円、各水道施設の動力費 3,063万4,825円、人件費 7,658万8,757円、減価償却費 1億4,367万9,135円となっております。

収益から諸費用を差し引いた額 651万9,549円の純利益が生じており、前年度繰越利益剰余金 6,362万5,456円を加えた 7,014万5,005円が当年度末処分利益剰余金にす
るものであります。当年度末処分利益剰余金については、地方公営企業法 32条1項に基づきま
して、減債積立金 600万円を積み立て、6,414万5,005円を翌年度繰越利益剰余金にす
るものであります。

資本的収入及び支出については、一般会計からの消火栓建設受託金・南部谷地区企業債償還元
金に充当する市の補助金により総収入額、税込みですが、1,778万4,300円、支出では水
道情報を管理する水道管網図管理システムの作成業務委託料と請負工事費の上市地区配水管改良
工事のほか 10カ所ですが、それと人件費、企業債償還金が主なものでありまして、総支出額、
税込みで 2億2,919万8,516円となっております。

収入より支出を差し引いた額 2億1,141万4,216円の不足額は、減債積立金 3,000万
円、建設改良積立金 6,300万円、過年度損益勘定留保資金 1億1,521万998円、消費税
及び地方消費税、資本的収支調整額 320万3,218円で補てんをしております。

また、監査の報告の中にもありますが、水道料に対する有収水量の割合を示す有収率は
80.5%で、前年度に比べ 4.4ポイント下落しており改善が必要と思われま
す。引き続き定期的な漏水調査や老朽管の更新等により有収率の向上に努めていただ
きたいと。

それから、給水収益に占める企業債の元利償還金比率が 53.6%と極めて憂慮すべき事
態となっております。水道料金の収入は昨年より向上している努力は多少うかがわれ
ますが、過年度未納額が 2,949万3,000円、また、挾間地区における南部谷地区の
加入積立金の未納額が 914万2,000円となっております。このことから、これに
ついて早急に対策を講じていただきたいと。

特に、この文書に書いていませんけども、不納欠損を 5年経過したものについても
今回多額の金額を欠損で落としておりますが、その中でも当委員会の中で、由布市の
仕事をいただきながら水道料金を払っていない、そういう業者さんも中にはおられ
るということで、そういう業者さんに由布市の仕事をさせていいものかどうかとい
うことも私個人としては考えております。その辺も、担当課の方も御参考願えれ
ばと思っております。

次に、議案第 72号平成 20年度由布市一般会計補正予算（第 2号）について審査の
結果、原案可決すべきものと決定いたしました。経過及び理由につきまして御報告を
申し上げます。

今回の補正の歳入の主なものは、道路改良事業費補助金 4,000万円の減額、これに
ついて

は、小野屋櫟木線が用地のみとなりました。次に、土木の補助金として新規に2,400万円、それから不動産の売り払い収入として126万2,000円、これは庄内の淵の4.4ヘクタールの44年たっているヒノキの立木を売り払ったものでございます。

それから、公用車の廃車を2台いたしました。それから、土木債といたしまして小野屋櫟木線3,360万円、過疎対策事業債等の歳入が主なものでした。

歳出の主なものにつきましては、委託料としまして公共建物の定期検査報告が210万9,000円、それから、備品購入費といたしまして250万円、それから、新規で時松のK氏ののり面改修について測量を203万6,000円、それから、工事請負費といたしまして、これも同じですが499万7,000円。

次に、道路維持費といたしまして、これは各町100万円ずつの分で300万円、それから、工事請負費として、これも旧町1,000万円ずつ3,000万円、それから、財産購入費といたしまして300万円、これは、湯布院のこれから工事にかかる土地を3カ所購入したということでございます。

それから、時松中央線、それから小野屋櫟木等の、それから、湯布院の内水対策事業等で815万7,000円が計上されております。それから、公有財産購入費といたしまして750万円も上がっておりますが、これも小野屋・時松それぞれ工事は同じでございます。

次に、都市計画総務費といたしまして、印刷代、それから、ソフトのGISを購入ということので152万6,000円が上がっております。住宅管理費といたしましての需用費が岳本の上団地・下団地の浄化槽修理ということで103万2,000円が上がっております。

以上、審議の結果、全会一致で可決をいたしました。建設水道常任委員会からは以上でございます。

○議長（三重野精二君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時20分とします。

午前11時10分休憩

.....

午前11時22分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） 皆さん、おはようございます。それでは、観光経済常任委員会に付託されました議案1件について審査の結果を会議規則103条の規定により報告を申し上げます。

日時、平成20年8月26日、27日、これには書いてありませんが、26日は議案審議、27日は現地調査及び議案審議をいたしました。場所は挟間庁舎、これは3階になっております

が、4階の間違いでございます。4階第1委員会室。それから、現地は田野小野地区と来鉢地区を現地調査いたしました。出席者は私以下議員全員でございます。

議案第72号平成20年度由布市一般会計補正予算（第2号）について、審査の結果は、原案どおり可決すべきと決定しました。経過及び理由を申し上げます。

平成20年度歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6,180万7,000円を追加し、総額149億483万8,000円とするものです。

本委員会に係る歳出の主な補正につきましては、6款農林水産業費第1項農業費4目畜産業費19節草地林地一体化利用総合整備事業負担金193万5,000円、同じく19節低コスト肉用牛地域活性化事業補助金122万5,000円、5目農地費11節来鉢農村公園遊具修繕費49万8,000円、同じく5目19節農地・水環境保全向上対策負担金15組織分642万1,000円、2項林業費1目林業振興費、イノシシ被害防止対策事業補助金126万7,000円です。

歳入の主なものは、13款1項分担金1節農林水産業費分担金116万4,000円、2項負担金1節農業費負担金156万8,000円、16款県支出金2項県補助金2節農業費補助金114万5,000円、同じく3節林業費補助金63万3,000円です。

なお、当委員会では、次の4件を要望・意見として付します。

1点目、有害鳥獣対策のイノシシ被害防止対策事業の実施は、被害が全体的に広がっており、湯布院地区のシカ被害なども含めて、できるだけ広い範囲に普及推進すべきであり、県との補助事業との関係もありますが、補助金申請などの工夫により、早期に対処できること、可能な範囲申請者全員に対応できること。さらに、猟友会の有害鳥獣対策班との連携を密にして、防除・駆除の両面からの対応について、農業者の希望に添えるよう努力をしてほしい。また、国の有害鳥獣対策事業の事業認定についても努力をすること。

2点目、来鉢農村公園の遊具修繕事業については、遊具の点検整備や維持管理などについて地元と十分協議を早急に行うこと。遊具等により事故が別府市で最近発生しており、事故防止策と同時に、今後、維持管理や事故責任を明確にした管理規程や管理契約を明確にすること。

3点目、農協の合併による農家の営農指導の徹底や合併不安の解消等高齢化する組合員の不安解消などについて、行政も市内の農協関係者と情報や連携を密にして農業所得の向上に努力し、全力を尽くすこと。

4点目、湯布院地域の大型農業振興事業の市による立替払い消費税等仕入れ控除税返還金の歳入事業については、一括償還方式から分割償還方式に償還の取り決めがなされ、今後将来長期にわたる償還が推察されることから、何らかの確認書なり覚書の作成をすべきであります。

以上、当委員会として慎重に審議の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、1件ですが、観光経済常任委員会での審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

まず、日程第3、報告第6号平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第4、認定第1号平成19年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第5、議案第60号由布市みらいふるさと基金条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第61号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第62号一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第63号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第64号由布市土地開発公社定款の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第65号大分県交通災害共済組合規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。

地方自治法の一部を改正する法律等ということで、前回の会計管理者の分も含めたわけなんですけども、今の組合の役員名簿、そういうのについて何か委員会で提示があったかどうかお尋ねしたいんですが。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 西郡議員から本会議で要請した方がいいということでありませう。後で参考に見てください。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第66号大分市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてから日程第16、議案第71号中津市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてまでの6件を一括議題として質疑を行います。質疑はありますか。10番、太田議員。

○議員（10番 太田 正美君） 委員長にお聞きします。

委員会でも69号、70号の件の、先の件はすべて相手方の市を表記に書いているんですが、この2件だけは由布市が全面に出て書いているんですが、特に8番議員さんがおられる文教委員会の中でどのようなお話し合いがされてこれが決定されたんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えにならないと思いますが、公式に執行部の方に問い合わせたわけではございませんで、我々委員会で議員のみがいるときに「何でこんなふうに市が、由布市を中心にした規約の結び方をしないのかな」ということで話題にはしました。

恐らくということでみんなが「そうだろう」というふうにした基準は、市町村の順番があって、そして、その市の中の施行年代、いわゆる歴史が先に優先されて先に名前が書かれるんじゃないかということ、もちろん市と町村の場合には、新しかろうが古かろうが市の方が先に来るんじゃないかな、そうだろうなきつとというふうな段階ぐらいで納得したところで、また詳しくは執行部の方に歴史等を聞かれたらよろしいかと思いますが、申しわけございません。ここでは答えられません。

○議員（8番 西郡 均君） 8番、納得しました。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 契約事項ですので対等ではないかと思うので、その辺、執行部ともうちょっと明確な確認がとれるよう協議していただきたいと思います。返事は要りません。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号から議案第71号までの6件を一括して採決します。委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、議案第66号から議案第71号までの6件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第76号水槽付ポンプ自動車の購入についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長報告を見てみますと、6月20日に入札が行われ6月23日に仮契約というふうに、当日の詳細説明でわかったんだろうと思いますが、通常の場合、建設工事、議案はありませんけども、一応5,000万円の工事入札契約が議会にかかると、仮契約書等が資料として添付されますが、こういう場合の資料として添付されないことについて委員会では議論にならなかったのか。

それともう一つは、この3回の臨時会が招集されて、そのまま今回に初めて出すということについて、納得できた見解がどういう見解だったのか。ただ報告だけでは、「意見がありました」だけじゃ、皆さん納得しないまま終わったのか、それともどうなのかというのはさっぱりわかりませんので、そこ辺を宿題にしたのかどうか含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 最後の分と言います。原案のとおり可決ということで、皆さん皆さん納得したと思います。

それと、契約の仕方というか、入札が6月20日に行われて23日に仮契約をしたということで、動産不動産を購入するときに、2,000万円以上のときには議決が必要という条例があるそうでありますので、それがなされてなかったということでそういう意見を付したんですけども、そもそもこの契約のことですから、消防署からじゃなくて、契約の方から本当は議案を提出するのが本当ではないかということで意見がありました。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 意見がありました意見はわかるんですけど、その意見が重要ですので、皆さんがどういう共通認識をしたのか、今後二度とこういうことにならないように次回からはこういうふうにしましたとかいうのなら私たちもずっとわかるんですけど、そこ辺の委員会としてどういうふうに、納得したから全会一致で可決したんだというのは見ればわかります。

しかし、委員さんは中途半端なままそこで終わったのかどうか、そこ辺が知りたいんですけど。特に3回の臨時会を飛ばして今回なったのは、消防署に任していたからだという経過はわかります。しかし、次回からどうするのかというのがこっちには見えないので、そこ辺を明確にさせていただきたいんですが。

それと、契約書そのものを議案に添付するという必要がないのかどうか。6月というのは今、委員長報告の中で初めて知ったんです、こちらも。当然そういう資料があつておれば、当初の質疑の中でかなり問題にはなつたと思うんですけど、委員会の中では、それを当局から詳しく詳細説明があつたので議会はわかつたんだろうと思いますけども、必ずしも委員の皆さんはそれで納得はしていないように、この文面であるんです。

責任があるのではないかというふうに終わっているから、それを今後の問題としてどういうふうに皆さんが納得できるように方向づけをしたのか、そこ辺までわかっていたらお願いしたいんですけど。それとも何とも話していないのかな。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） その問題が出まして、これは契約担当を呼んで審議をするのがいいのではないかという意見も出ました。しかし、現実的に本会議でも消防長職務代理が説明しましたし、そういった形で、議案自体が契約の方じゃなかつたのかというような意見もあつて、現実的に契約管理課、そちらの方に要請する時間的いとまがなく、一応そのままこれを審議して、十分にそういったところは気をつけるようにということで消防長には言っております。

（「審議未了やな」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第72号平成20年度由布市一般会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 建設委員長にお尋ねいたします。

通常こういうふうな書き方は余りしていませんけども、今度の急傾斜地の崩落防止工事、市営の工事なんですけども、それについて時松のK氏のそういう測量設計、あるいは工事請負費であるというふうに言われました。（発言する者あり）

実は、挟間の桑鶴というところがあって、そこも旧当時の町議宅がその当該地に当たるということで、いろいろ県の調査も含めて当初から問題というか、どうするかということで議論になって、請願にしたり、いろんな形にしたりして、議員共通認識にして、そして改めてやってもらおうということになって、結局やれなかったりいろいろしたんですけども。

こういう急傾斜地の工事、例えば北方や上市の一番外れですか、なったときにも、当時の消防団長が防災パトロールした直後だったにもかかわらず、団長が全然知らない箇所でそういう工事が新たに行うことになったということで、皆さんが共通認識になるのに非常にそれを無理をして契約を先にしているという部分があるので、多分その思いがあってこれ名前を上げたんじゃないかと思うんですけども、委員会としてどういうふうな認識なのか。

こういう該当する1軒でこういう急傾斜地でおびえている人たち、例えば時松の一番かさに同じようにTさんという方があって、そこが土砂崩れで裏が崩れました。そういう人が一方にいて、まだそういう被害も遭ったこともない区長宅を先に工事をやるということになったら、一体地元でどういうふうになるのかというのを心配するんですけども。

そういう点で言えば、議会、あるいは市民に対する共通理解を得るという点では、これはかなり不十分だったんじゃないかというふうに思うんですけども、委員会の議論はどういうふうになされたのか、そこら辺を教えてくださいたいんですが。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 西郡議員にお答えいたします。

私もちょっとこの辺はわからなくて、実は建設課長から、こういう資料があるんだということで、この資料をいただきましたが、県にこういう資料がちゃんとございまして、採択基準の中に「保全人が1戸以上5戸未満であること」とかいうことにも、これ1戸でも該当すると、私は5軒ぐらいじゃないとお聞きしたんですけど、1戸でも該当するという条項がここに入っていますし、この条項がクリアをされておるので、一応建設課としては受け付けをして県に出したと、ならこれが通られたということで、この工事が決まったということでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） かなり最近のこれは改正でできるようになったんです。もともと今、委員長が言ったように5軒以上で県営というのが通常のあれだったんですけども、それができるというのは、例の桑鶴以降急遽そういうふうにしたと桑鶴いうふうに私は認識しているんで

すけど。

それであるならば、やっぱり全市的に公募して、そして、その結果がこういうことになって、そしてここにやるようになりましてというのならわかるけども、そういう経過を踏まれたのかどうかを委員会としてどういうふうに認識しておられるのか。個人だけの申請でやったのか、それとも公にそういう募集をして、そしてそういう選定の仕方をしたのか、そこ辺は委員会としてどういうふうにとらえているのか教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） お答えします。

委員会としては、そういうお話はとらえ方はしておりません。ただ、今回の72号の中で説明を受けまして初めてK区長さん宅というのがわかりまして、先ほど西郡議員が申しました測量設計から工事に至るまで約600万円近い金額が個人に出ているということですが、これもあくまで予算書の中にありますように、15%、90万円が本人負担でありまして、この90万円が当市に入らない限りは工事を着工もしないということで、建設課の方は現在そういう状態でおります。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 私の言っていることは全然そうじゃなくて、当該箇所を選定するに当たり、広く一般から、こういう箇所を工事しますよと、急傾斜地の工事ができますよということを公募して、その中から選定したというふうに認識しているのか、それとも当該区長から申請があったから、そのまま県と合議をしてできるようになったからそういうふうに認めたのか、そのどちらですか、どういうふうに認識しているんですかというのをお尋ねしているのです。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） お答えします。

その辺は、常任委員会では論議もなされませんでしたし、我々も6人の委員さん、担当課にそういうことは問うてもおりません。ただ、想定できることは、Kさんが1人で申請されて、それを受理してされたものと想像はしております。

それについて、今後は、今、西郡議員が言われるように、複数、多くの方のそういう申請者があれば、建設課の方にそういうことをしていただきたいと、個人的にはそう思っております。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 文教厚生委員長にお聞きをいたします。

図書館費の財源の補正についてなんですけれども、これは図書館のオンライン化の財源が最初、国の合併補助金が使えははずだったのが使えなくなって、一般財源から出さなきゃいけないということなので、私もこれは予算の詳細説明のときに「えっ」て、「何でだ」とちょっとび

っくりしたんですけども、国の方が申請を出していたときはよかったのに、後からだめだと言われたのはけしからんと言って文句を言おうと思っていたんですけど。

よく委員長報告を読んでみると、予算化、当初の財源の精査が雑であったということがわかったということで、とうことは国から一方的に断られたのではなくて、出す方の市側に不備があったのかということだったのかどうか、委員会の経緯の審査の中で詳しくわかったと思うので、そこら辺がどういうことだったのかちょっと教えていただきますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えします。

実際に審議に入りました確認した中で、国庫支出金1,868万2,000円がだめになったということで、我々も委員会としてお聞きしました。この結果、当初最初に予算化の段階で申し込んでおいて、平たく言いますと当たればもうけものというふうな意味での申し込みがあったことは確かでございます。

ただ、そのときにどの程度の、満額、全額が減額されるという想定はしていなかったということで進んでいったというのが現実でございます。実際は報告のとおり、もっと打診なり詳細にわたる打ち合わせをしながら、県も使いながら情報をとるのが当たり前だというふうに考えてはおります。これを今後そういう目に遭わないように鋭意努力すべきだというふうには注意を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） わかりました。私も委員長報告の意見と全く同意見で、もうちょっと当初に精査すべきだったというふうに、委員会からも指導して下さったということですけども。

当初予算のときに、私この図書館オンライン化は莫大な費用がかかるので本当に大丈夫かということを知ったのと、あと、合併補助金に使えるから大丈夫だというような説明があつて、その後、維持管理費もかかるのではないかと私が質問したと思います。

そのとき執行部側から返事がなかったので、委員会の方でも「維持管理費の積算は確認したんですか」と言ったら、最終日のときには「まだ確認していません」というお答えでした。今回こういうこともあつて、改めて年間維持管理費がどのぐらいかかるか見込んでいるかということは確認をされたでしょうか。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） その点はまだ確認しておりません。これからオンラインが稼動し始めてからどの程度の現実数字が上がってくるかにかかっていると思いますけれども、

それは確認すべきことを確認しなかったのではなくて、まだ確認する段階ではないような気もいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋義孝です。総務委員長にお伺いをいたします。

委員長報告の中学校周辺の道路の件でありますけども、当初予定していた道路はいずれも農道・里道でありましたと、市道認定等の手続が必要であるという御見解ですけども、この手続について、今後どのような手順でやられるというふうな議論をされたのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 今後の手続と言われても、地域振興局と建設課及び農政課との協議であると思いますけども、うちの委員会としても、通学路であるので、維持舗装はしてあげたいという気持ちでありましたけども、今までの請願とかいろんな道路認定をするとき、農道であるなら、やはり農道の原材料支給とか、里道であれば一応先に市道認定をしてから先という、それでなければ維持補修はやはり今のところできないということになっていますので、それは地域振興局と農政課及び建設課との話し合いだと思っております。

○議長（三重野精二君） 2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） わかりました。

とりあえず里道に関しては市道認定の手続をして整備をすることが望ましいというふうな、今、必要であるというふうなことをおっしゃられていましたので、それは行政側が積極的に、この箇所については里道であるから整備ができないという、その法定根拠は私もよくわかりませんが、市道にして整備をするんだというふうな前向きな委員会の中での御検討であったというふうな御理解してもよろしいのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） そのとおりであります。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 7番。総務委員長にお伺いします。一般管理費の電話交換手3名分の賃金ですけれども、これは今の職員が1週間交代でやるというシステムに対する市民からの苦情があったのか。もう1点、他の自治体ではどのようなになっているのかの事例を調査したのか、そのあたりの詳細を教えてください。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 他の市は調査しておりません。そして、市民からの苦情が来たということではなく、やはり1週間置きに対応をしていると、やはりそちらの電話の対応に負

われて職員が少し業務に差し支えるという話をお聞きしました。

以上です。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 委員会審査の内容の中に「行革の最中でもある」と、逆行だという意見があったそうです。また、職員からは職務に支障があるということで今回の3名分の賃金を認めたような文脈になっておりますけれども、最後に「配置したことに回線の多さからサービスの低下につながらないように」と意見が出た旨が書かれておるんですけども、これは前段とちよっと違ってサービス低下。

サービスを上げるために交換手を3名入れるということで、最初に聞いた市民からの苦情も来てないのに交換手を入れて、職員の業務に差しさわりのないようにする、しかし、3人入れても回線の多さが、集中するからでしょうけれども、サービス低下につながるんじゃないかという危惧は抱いているということであれば、結果的に言えば、いなくたって、行革の趣旨からいけば、職員が頑張って職務に支障がない程度の素早い対応でやることこそ今の時代に即応した職員の仕事のありようじゃないかなと私は考えるんですけども、そのような意見は出なかったのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 意見として、挟間庁舎6回線、庄内庁舎6回線、湯布院庁舎が7回線あると、これをこの臨時職員を電話交換手として配置したときに、それに結局職員が任せてしまうのではないかと。今まではその一つ一つの対応をしていた、1週間ごとにやっていたところが責任を持ってやっていたんですけど、電話交換手が配置したということで、職員が電話をとらなくなる恐れもあるというようなことで、そういうことのないようにということで一つの執行部に対しての意見でもあります。

以上です。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） であるならば、やはり現行のままのシステムを貫き通して、その中で職員のサービス姿勢を向上させていくという方がより市職員のあり方にかかわる重要なポイントだと思いますので、むやみにちょっと忙しいから臨職を雇ってやってみようという、その人たち雇われた後、実際昔よりもサービスが、待ち時間がふえちゃって、あるいはつながらなくてよくないよとかいうことになりかねませんので、慎重な審議、私はこれは慎重にここは認められないぐらいの結論が欲しかったなと思っているところです。お答えは要りません。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 先ほど2番議員も質問をしたんですが、そのことについて確認

ですけれども、総務委員長、いわゆる予算執行の凍結というこの意味合い、この箇所での予算執行は凍結であるという文言ですが、この湯布院地域の電源立地に関する県の補助金なんです、この450万円はこの箇所では使ってはだめなんだと、ほかのところはいいですよということいいんですか、そういう解釈でいいんですか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 電源立地の申請を県に出すのに、9月の18日が締め切りでありまして、それまでに工事箇所を選定して申し込まなければならないということでありました。それを受けて、これを農道・里道を市道認定をしていると手続上間に合わない、です、やはり電源立地の補助金をもらえるなら、これ以外に箇所があれば、そういった工事を申請した方がいいのではないかという意見であります。

○議長（三重野精二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。中断をいたします。再開を13時とします。

午後0時03分休憩

.....

午後0時04分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、日程第19、議案第73号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第74号平成20年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第75号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第78号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。本案に対する委員長報告は同意とするものです。本案は委員長報告のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり同意することに決定しました。

追加日程第1. 発議第7号

追加日程第2. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（三重野精二君） お諮りします。ただいま議員発議として発議第7号及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この提出案件2件を日程に加え、追加日程第1から第2として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、以上の2件は追加日程第1から第2として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第7号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） それでは、意見書の説明を行います。

発議第7号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書についてでございます。

この意見書について別紙のとおり会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出を申し上げます。

市議会議長あて、提出者は私でありまして、賛成者は観光経済常任委員会の全員でございます。

提案理由につきましては、国有林野業務において安全で安心できる国民の暮らしを守るためには、重要な役割を果たす水資源等公益森林の整備や地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化が必要であります。こういう提案理由でございまして、以下内容については要点を4点ほど書いております。

この案件につきましては、8月29日本日でございますが、提出先は衆議院議長、それから、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、以上の方に意見書として提出するものでございます。議員皆様の絶大なる御支援と御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 以上で、発議1件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、発議第7号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） この意見書を持ち込んだのはどこでしょうか。委員会でこういうふうな意見書を出してほしいという出どころですけど。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） これにつきましては資料を差し上げてありませんが、これは県議会の方が出しております。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第104条の規定によりお手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（三重野精二君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長閉会あいさつ。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成20年第3回定例会の閉会に当たりまして一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本年の第3回定例会につきましては、第63回国民体育大会が開催され、我が由布市におきましても9月11日から協議が開催されることになりまして、議員各位の御理解をいただき、8月19日から本日までの11日間にわたり議案等につきまして慎重に御審議をいただき、まことにありがとうございました。

また、御提案いたしました報告、認定、そしてまた、全議案につきまして原案どおり御可決をいただきましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。

また、本定例会におきましては、空席となっております副市長に清水嘉彦副市長を全会一致で御同意を賜り、重ねてお礼を申し上げます。副市長、教育長の就任で体制も整いましたので、ともに力を合わせて全身全霊を打ち込み、信頼回復と由布市のさらなる前進に向けて頑張っていく決意でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

けさほど御報告を申し上げましたけれども、27日、高校後期再編計画について県教委の発表があり、由布高校につきましては連携型中高一貫教育校としての存続が決定いたしました。早速昨日、私も議長とともに県知事、県教委にお礼のごあいさつに行ってきたところでございます。

廃止の方針が示されてから後、議員皆さん方の御支援、御理解、そしてまた、要望活動などをいただく中で、由布市民の厚い気持ちと取り組みが結実したものと強く思っているところでございます。これまで暗いニュースが続いておりまして、さきの由布高校の全国郷土芸能大会部門で日本一のニュースに続きまして今回の存続決定は最高に明るいニュースでございまして、皆様とともに喜びたいと考えております。

また、これからの取り組みも大変厳しいものがございしますが、由布市唯一の県立高校として、そしてまた、新しい進学校として発展させてまいりたいと強く思っております。議員皆さん方のこれまでも増した御理解と御支援をお願い申し上げます。

さて、いよいよ9月になりますと11日からは大分国体、ゴルフ競技を皮切りに由布市で開催される5競技が相次いで開催されることとなります。全国から由布市を訪れる大会関係者を由布市らしい心のこもったおもてなしでお迎えし、すばらしい思い出を持ち帰り、そしてまた、由布市を訪れたいと思ってもらえるおもてなしを市民の皆さんとともに実現したいと考えております。議員の皆さんにも何とぞよろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、涼しくなったとはいえ、これからも厳しい残暑が予想されております。くれぐれも御自愛いただきまして、議員皆様方がますます御健勝で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

いました。

○議長（三重野精二君） 議長より一言御礼を申し上げます。

今期定例会は8月19日に開会以来、本日まで11日間にわたり提出されました全議案について審議を終了することができました。これもひとえに議員各位の熱心な審議によるものと深く感謝申し上げます。今、定例会は、二巡目大分国体の由布市開催受入等の関係で定例会が盆明け早々の猛暑の時期に開会、さらには追加議案等もあり極めて異例の定例会でございましたが、御理解をいただき、議長として感謝を申し上げます。

また、市長を初め執行部各位におかれましても審議の間、常に真摯な態度を持って議会対応にいただきましたことを感謝申し上げます。今議会中に議員各位の一般質問や質疑などの意見・要望について、今後十分に行政運営に反映されますよう要望します。

また、議会を含め、さきの臨時議会において副市長、教育長、監査委員などの選任をも議決・同意いたしました。新たな緊張感のもと市民の期待にこたえるべく由布市のまちづくりに邁進していただきますようお願い申し上げます。

また、先ほど市長から報告がありましたように、幾多の条件等を踏まえてではありますが、由布高校の存続についての朗報がございました。議会においても存続の対策委員会を設置して、期成会等の組織とともに存続運動を展開してまいりました結果だと思っております。まだまだ存続に向けての条件整備等が必要ですが、市民とともにこの由布高校存続の朗報を喜びたいと思います。

議員各位にはまだまだ残暑が厳しい折、健康に十分留意をしていただき、議員活動に励まれますようお願いを申し上げますと同時に、9月10日から始まりますチャレンジおおい国体に積極的な御協力をお願い申し上げ、私からの閉会のあいさつといたします。終わります。御苦勞でありました。ありがとうございました。

ここで、教育長より報告事項がありますので。

○教育長（清永 直孝君） 報告します。

今議会において教育行政に対する不信にかかわって、教育委員会として認識が甘いのではないかという貴重な御意見をいただきました。それを受けまして、この問題に対する率直なおわびと教育委員会としての決意を、児童・生徒並びに保護者にはっきりとした形で伝えるというのが大事だという認識のもとで、きょう、議員の皆様方の机の上にお配りしていますような2つの文書を9月1日始業式の日、子どもたちには学年に応じた学級担任等による指導といたしますか、お伝えをする、そして持って帰ってもらうと。それから、保護者については、幼稚園も含めて小中学校保護者に伝えるように文書配付を依頼したところです。

先ほど来のお話のように、由布高校の朗報もあります。今から教育委員会としてやるべきことが多々あるかと思いますが、緊張感を持って真剣に取り組みたいと思います。今後ともよろし

くお願いします。

○議長（三重野精二君） これにて平成20年第3回由布市議会定例会を閉会いたします。
午後0時22分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員